

今秋開始予定

こども・子育て支援パッケージ（追加第2弾）



おむつ“あんしん”お届け隊が始まります

令和7年4月以降に生まれた乳児を対象に、生後3カ月から満1歳の誕生日まで、毎月おむつなどの育児用品を宅配します。宅配時には、みまもり支援員による育児相談も行います。子育てに関するお悩みや心配事などがあればぜひお話しください。

5歳児健康診査が始まります

4月から5歳児健康診査を実施します。5歳児は基本的な生活習慣が確立し、社会性を身に付ける重要な時期です。お子さんの成長・発達を確認する大切な機会となりますのでぜひ受診してください。5歳の誕生日に実施します。

いずれも、対象となるご家庭には個別に通知しますので、ご確認ください。問/こども家庭センター（☎22-1116）



児童扶養手当・特別児童扶養手当について

(1)児童扶養手当

一定の要件を満たすひとり親世帯や養育者に支給される手当です。対象児童は、18歳の年度末までの児童、または20歳未満の政令で定める程度の障害のある児童です。

両親の一方が政令で定める程度の障害にある場合は、児童が両親と生計を同じにしている場合も対象になります。



(月額)

支給区分など		令和7年3月まで	令和7年4月から
児童1人の場合	全部	45,500円	46,690円
	一部	45,490円 ～10,740円	46,680円 ～11,010円
第2子以降加算額	全部	10,750円	11,030円
	一部	10,740円 ～5,380円	11,020円 ～5,520円

(2)特別児童扶養手当

身体または精神に障害のある20歳未満の児童を監護する一定の要件を満たす方に支給される手当です。

障害認定は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき県の判定医が判定し、障害の程度が基準に該当する場合、認定されます。

※療育手帳Aや一定の身体障害者手帳を所有している場合は、診断書を省略できる場合があります。

(月額)

	令和7年3月まで	令和7年4月から
1級	55,350円	56,800円
2級	36,860円	37,830円

(1)、(2)はいずれも、所得制限などの要件があります。詳しくは、お問い合わせください。

問/子ども福祉課（☎23-0529）

令和7年4月以降分の児童手当に関わる手続きについて

①または②に該当する子どもについて、4月以降も監護相当・生計費の負担をする場合、第3子以降の加算のカウント対象とするためには期限までに手続きが必要です。

対象の方には2月下旬に通知「令和7年4月以降分の児童手当に関わる手続きについて」を送付しています。通知の内容を確認し、申請してください。

提出期限/4月16日(水)

※郵送の場合は、16日必着。



<注意事項>

- ・第3子以降の子どもがいない受給者は、この手続きは不要です（通知を送付していません）
- ・①または②に該当する子どもがいるにもかかわらず通知が届いていない場合は、お問い合わせください
- ・期限を過ぎて提出があった場合は、提出のあった月の翌月分から第3子以降の加算のカウント対象となり、さかのぼることはできません

詳しくは、通知または市ホームページをご覧ください。ご不明な点は、お問い合わせください。

申請・問/子ども福祉課
（〒989-2480桜一丁目6-20、
☎23-0529）



▲市ホームページ

第3子以降の加算のカウント対象となっている
①平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれの子ども
②令和7年3月に短大・専門学校などの卒業予定年月が到来する子ども

子育て支援センター

☎36-8762 ㊟ 桑原四丁目6-70

てくてくくらぶ参加者募集

1歳半ごろから就学前の親子を対象とした年間登録制のクラブです。毎月1回、季節に合った体操やリズム運動、集団遊びなどを楽しみませんか。

日時/第1回目 4月17日(木) 10時~11時

対象/市内在住の幼児親子 定員/先着18組

申込/年間登録は4月2日(水)から電話または直接申し込み

子育て講座「親子リズム遊び」

ピアノや楽器の軽快なリズムに合わせて歩いたり走ったり止まったりする動きを楽しみましょう。

日時/4月23日(水) 10時~11時

講師/ドミナント音楽教室講師 田中 幸江 さん

対象/市内在住の乳幼児親子 定員/先着15組

申込/4月9日(水)から電話または直接申し込み



※いずれも参加費は無料です。

東子育て支援センター

☎35-7767 ㊟ 玉浦西四丁目1-2

しんたいそくday

子どもの成長はみんなの楽しみ。身長と体重を測定しませんか。初めての方にはお子さんの発育状況を記録できる手作りの測定表をお渡しします。

日時/4月10日(木)、11日(金) 10時~11時30分

対象/乳幼児親子



やる気スイッチ

身近にある材料を使って、季節に合った製作を楽しみませんか。大人も子どももやる気スイッチをオンにして思い出に残る作品を作りましょう。3日間開催します。都合の良い日時にご参加ください。

日時/4月21日(月)~23日(水)

10時~11時30分

対象/乳幼児親子



※いずれも参加費は無料です。直接お越しください。

西子育て支援センター

☎23-1838 ㊟ 松ヶ丘一丁目10-1

こっこのつどい

はいはいをする前の赤ちゃん親子が対象のサロンです。ゆったりと触れ合い遊びやおしゃべりをしてリフレッシュしませんか。

日時/4月15日(火) 10時~11時30分

対象/市内在住のはいはい前の赤ちゃんとお保護者

定員/先着7組 持ち物/バスタオル1枚

申込方法/4月8日(火)から電話または直接申し込み



西っこそくてい処

身長と体重の測定を行い、成長の記録として思い出に残しましょう。初めての方には、オリジナルの発育表をお渡しします。

日時/4月23日(水)、24日(木) 10時~11時30分

対象/乳幼児親子 ※申し込みは不要です。

※いずれも参加費は無料です。

地域子育て支援センターJ'sキッズ

☎36-9853 ㊟ 中央四丁目3-1

おしゃべりサロン「かめかふえ」

J'sキッズのカウンター席で外を眺めながらお茶をしませんか。毎日遊びに来ている方はもちろんのこと、初めて遊びに来る方も安心してご参加ください。のんびりとお話をしながら情報交換をしましょう。

日時/4月8日(火) 10時30分~11時30分

対象/子育て中の方

参加費/100円

※申し込みは不要です。



テラスde亀日和

こどもの日といえば、こいのぼり、かぶと、しょうぶ湯、かしわ餅。青空の下、2階テラスで全部まとめて楽しみましょう。

日時/4月24日(木) 10時30分~11時30分

対象/子育て中の方

持ち物/飲み物、おやつ、着替え

※参加費は無料です。直接お越しください。



5月から来年2月まで、毎月第2土曜日を試行的に開館します

日にち	場所	日にち	場所
5月10日(土)	子育て支援センター	10月11日(土)	西子育て支援センター
6月14日(土)	東子育て支援センター	11月8日(土)	東子育て支援センター
7月12日(土)	西子育て支援センター	12月13日(土)	子育て支援センター
8月9日(土)	子育て支援センター	1月10日(土)	西子育て支援センター
9月13日(土)	東子育て支援センター	2月14日(土)	子育て支援センター



開館時間/10時~15時

問/子ども福祉課 (☎23-0826)



幼児教育・保育の無償化に係る各種申請等の手続き

(1)施設等利用費の償還払いの請求手続き

対象期間/令和7年1月～3月分

必要書類/

- ①子育てのための施設等利用費請求書
- ②特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証
- ③特定子ども・子育て支援提供証明書（ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合は、子育て援助活動支援事業活動報告書のみ）

※①は市ホームページからもダウンロード可。

申請方法/持参、郵送またはWeb申請

※申請フォームが新しくなりました。



▲認可外用



▲預かり保育用



(2)認可外保育施設・企業主導型保育施設を利用する第2子以降保育料の償還払いの請求手続き

対象期間/令和6年12月～令和7年3月分

※令和6年4月～11月利用分も請求できます。

月額/上限4万2千円

必要書類/

- ①岩沼市第2子以降児童認可外保育施設等保育料給付請求書
- ②認可外保育施設・企業主導型保育施設の提供に係る領収証
- ③保育の必要性を証明する書類（就労証明書など）
- ④第1子が扶養されていることを証明する書類

※①、③は市ホームページからもダウンロード可。

※④は18歳以上の子を第1子としてカウントする必要がある場合のみ提出。

申請方法/持参、郵送またはWeb申請



▲第2子以降用



(3)補足給付事業の給付申請

対象期間/令和6年9月～令和7年3月分

申請方法/持参または郵送

※Web申請は受け付けていません。



■副食材料費の給付申請

対象者には、9月～3月の間に補足給付事業対象通知書を送付しています。

必要書類/

- ①岩沼市実費徴収（副食材料費）に係る補足給付事業対象通知書
 - ②岩沼市実費徴収（副食材料費）に係る補足給付請求書
 - ③実費徴収に係る領収書（補足給付事業関係費用）
- ※②、③は児童が通所（園）する施設からお受け取りください。

※②は市ホームページからもダウンロード可。

■日用品・文房具費などの給付申請

保育所（園）、新制度幼稚園、認定こども園、小規模保育事業を利用し、次の条件に当てはまる方は、日用品、文房具、行事参加費分などの実費徴収費用が給付対象となる可能性があります。

対象/

- ①生活保護法による被保護世帯の方
- ②中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯の方

必要書類/

- ①岩沼市実費徴収（日用品・文房具など）に係る補足給付請求書
 - ②対象となることを証明する受給者証の写し
 - ③実費徴収に係る領収書（補足給付事業関係費用）
- ※①、③は児童が通所（園）する施設からお受け取りください。

申請期間/4月1日(火)～21日(月)

※郵送の場合は、21日消印有効。

申請・問/子ども福祉課

(〒989-2480 桜一丁目6-20、☎23-0826)



(1)、(3)はいずれも、過去2年以内の分で請求漏れがある場合、その分も含めて請求できます。請求漏れがないかご確認の上、早めの手続きをお願いします。